

平成24年（ワ）第328号、平成25年（ワ）第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野進ほか

被告 北陸電力株式会社

5

第60準備書面

—司法の役割は—

2025年5月●日

10 金沢地方裁判所民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明

外

第1 本準備書面の目的

まず、本訴訟の近時の裁判所による審理の進め方を確認する。

15

御庁は、平成30年3月26日の第26回口頭弁論期日において（同口頭弁
論期日の裁判体を構成する裁判官は、加島滋人裁判長、釜村健太裁判官、浅井
彩香裁判官であった。）、原子力規制委員会による規制基準適合性の審査と裁判
所による人格権侵害の有無の審理・判断は別個のものであるものの、両者は本
件の中心的争点である活断層に係る判断では相当程度重なり合うなどとして、
20 原子力規制委員会の活断層に関する判断が出るまでは裁判所は判決を出すのを
先送りするという審理方針を示した。これに対し、原告ら訴訟代理人は、同期
日において当該裁判体の忌避をした。

続いて、御庁は、令和2年7月13日の第30回口頭弁論期日において（同
口頭弁論期日において裁判体を構成する裁判官が変わり、山門優裁判長、小嶋
25 順平裁判官、小椋智子裁判官が本訴訟を担当することになった。）、上記の第2
6回口頭弁論期日で裁判所が示した審理方針（原子力規制委員会の活断層に関

する判断が出るまでは裁判所は判決を出すのを先送りするという審理方針）を現時点では変更しないと述べた。その後、山門裁判長のコートでは、毎回の口頭弁論期日において、裁判所はこの審理方針の変更をしないと明言をし続けた。

5 令和5年6月1日の第40回口頭弁論期日以降は、現在の土屋毅裁判長によるコートになったが、裁判体の審理方針については特に言及はされていない。

本準備書面の目的は、上記の加島コートや山門コートの審理方針（原子力規制委員会の活断層に関する判断が出るまでは裁判所は判決を出すのを先送りするという審理方針）は、妥当なものであるのかを規制委員会の関係者や原発訴訟に関わった元裁判官の発言を参照しながら検討するところにある。

10

第2 原子力規制委員会は原発の安全性を判断し再稼働を決定する存在なのか（規制委員会は司法判断についてどう考えているのか）

1 はじめに

15 まず、原子力規制委員会は、個別の原子力発電所の安全性を審査・判断し、再稼働の是非を決定する機関なのか、そのような役割を期待されているのか、原子力規制委員会による原子力発電所の安全性判断は絶対的なものなのか、地震学者や当の原子力規制委員会関係者がどう考えているかを検討する。

2 瀬戸川一起氏による指摘

—原子力規制委員会は分かっている範囲での安全性の審査をするだけ—

20 2007年から原発の耐震安全評価を行なう国の作業部会委員を務め、2009年からは同作業部会の主査を務めていた（なお、福島第1原発事故を受けて同氏は2011年7月に主査及び委員を辞任した。）地震学者の瀬戸川一起氏（以下「瀬戸川氏」という。）は、同氏が調べた範囲で、阪神・淡路大震災以降の大地震のうち、「活断層の存在が事前に知られていた場所で起きた地震は3割くらいしか」なく、「残りの7割は知られていない活断層で起きた地震、つまり『想定外』」の大地震だったと述べる（甲●：瀬戸川一起インタビュー記事『通販

25

生活』2025年3・4月号14頁)。その上で、原子力規制委員会による審査について、つぎのように警鐘を鳴らす。「原発の審査は、過去も現在も、分かっている範囲で原発に影響を及ぼす恐れのある活断層を調べています。従って、原子力規制委員会が「審査基準に適合している」と結論付けるケースは、あくまでも「分かっている範囲での安全」なのです。そもそも規制委の原発審査は、
5 絶対的な安全性を保証しているわけではありません。(甲●：瀬瀬一起インタビュー記事『通販生活』2025年3・4月号14頁)

このように瀬瀬氏によって、原子力規制委員会は、審査基準の適合性審査において、既知の活断層について原発の安全性に影響を及ぼすおそれがあるかどうかだけを判断しているに過ぎず、「分かっている範囲での安全」という限定的
10 安全性しか評価していないと指摘されているのである。

3 島崎邦彦氏の評価

—新規性基準の適合性審査で言えるのは「比較的安全」ということだけ—
同じく地震学者で、原子力規制委員会委員長代理などを歴任した島崎邦彦氏
15 (以下「島崎氏」という。)による原子力規制委員会及び新規基準の適合性審査に対する評価は、一段と厳しい。島崎氏は、「2012年9月に私は規制委の委員(委員長代理)に就任し、2年間務めました。その間に、電力会社のやり方を知りました。」と言う。電力会社のやり方とは、想定される地震のマグニチュードの規模を少しでも小さくしようとする、本当はつながって長くなっている活断層でも、断層が途中で切れているという資料を作り、小さく小さく評価
20 するというものであったという(甲●：島崎邦彦インタビュー記事『通販生活』2025年3・4月号13頁)。

原子力規制委員会の委員長代理まで務めた島崎氏は、原発の立地調査や新規基準の適合性審査について、以下のとおり手厳しい評価を下している。「原発
25 の立地調査や新規基準の適合性審査で言えるのは、『比較的安全』ということだけ。『たぶん地震は起きない』と言っているだけです。次にどこで地震が起き

るのかは誰にも分からないのですから、ある意味、気休めのようなものでしょう。」(甲●：島崎邦彦インタビュー記事『通販生活』2025年3・4月号13頁)

原子力規制委員会の委員長代理を務めた島崎氏自身が、新規制基準の適合性
5 審査について「たぶん地震は起きない」と言っているだけ、気休めのようなものと評価していることを知ると、空恐ろしい気分にならってくる。

4 田中委員長の発言

－規制基準に適合しているからといって安全とは申し上げません－

原子力規制委員会自体の考え方はどうなっているかを検討していきたい。前項
10 で既に原子力規制委員会の委員長代理まで務めた島崎氏による審査基準の適合性審査に対する評価を確認しているが、原子力規制委員会自体の考え方ということでは、原子力規制委員会委員長が公の場で発言した内容を検証する必要があるだろう。

原告第32準備書面5頁でも述べたとおり、平成26年(2014年)7月
15 16日、平成26年度第16回原子力規制委員会において、九州電力川内原発1、2号機の再稼働に向けた安全審査の申請に対し、これを認める合格書案にあたる審査書案を取りまとめた直後の記者会見において、田中俊一原子力規制委員会委員長(当時)は、「安全審査ではなく、基準の適合性を審査したということですから、これも再三お答えしていますけれども、基準の適合性は見えていますけれども、安全だということは、私は申し上げません。」などと発言
20 し(甲B第307号証)、規制基準は、原子力規制委員会が設定した行政レベルでの安全性をチェックするための最低基準に過ぎず、基準に適合したからといって原発が安全であることを意味するものではないこと、原子力規制委員会は、個別の原子力発電所の新規性基準適合性を審査するが、当該審査に仮に通った
25 としても安全だと判断する役割を担ってはいないのだということを強調している。

この田中委員長の発言に対して、後に紹介する樋口英明元裁判官は、こう評している。「(規制基準に適合しているからといって安全とは申し上げませんという) 田中元委員長の言い分は、『原子力規制委員会は国民を原発事故から守るために規制基準を定めたのではない』と自白しているに等しい。だから、国民

5 5 生命と生活を守ることができるのは裁判所しかないのである。」(甲●：樋口『保守のための原発入門』 85 頁)

5 国会における更田委員長の発言

ー基準地震動を超える地震動が来たら原発を止めることに失敗し、過酷事故を防ぐ手立てはありませんー

10 第204回国会2021年5月7日衆議院経済産業委員会において、原子力規制委員会の更田豊志委員長(当時、本項では「更田委員長」という。)が、立憲民主党の山崎誠議員による質問に答える形で、規制基準に適合している原発に対し規制基準で定められた基準地震動を超える地震が来たら安全と言えるのかということについて、規制委員会としてはどう考えているのか、国会の場で

15 端的に発言をしている(甲●：衆議院経済産業委員会議事録(答弁66番～74番¹⁾)。以下、該当部分を引用する。

○山崎委員 …六百五十ガルの基準地震動の原発で千二百ガルの地震が来たときにどうなるんですか。伊方原発です。

20 ○更田政府特別補佐人 委員の御指摘の千二百が解放基盤表面での値であるとしますと、制御棒の挿入に失敗すると思います。

○山崎委員 …略…。そういう中で制御棒が入れられず、止まらなかったという想定で、これは過酷事故をどうやって防ぐんですか。

○更田政府特別補佐人 解放基盤表面での加速度六百五十、これを設計の想

¹<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/detail?minId=120404080X01120210507>

定値として設計されたのが、解放基盤表面において千二百ガルの地震に襲われたとすると、制御棒の挿入にも支障を生じると思いますし、配管の破断であるとか様々なものを生じて重大な事故に至ることは避けられないと思います。

5 その上で、そういった事故を可能性ゼロとするのではなくて緩和するための手段というものを重大事故等対策ないしは大規模損壊対策として求めているのが現在の規制であります。

…略…

○山崎委員 …略…

10 今私が出した例というのは、六百五十の基準地震動に対して、例えば倍、千二百ぐらいでどうなのというお話をしました。これは起こらない話ではないと思いますよ。

 これは気象庁の方にもお話を聞いた。ここの地域で、この原発の敷地でこれ以上の地震が起きないという保証はできますか、できませんと。それで、
15 過酷事故が起きるような原発が今動いているということですよ。…略…

○梶山国務大臣 …略…想定というのは上にいけば幾らでもいけるということでもありますので、そういった現実的な、逆に想定の中であり得ないことはないので、やはりそういったことの中で安全基準というものは作られていると思いますし、その審査というものもされていると思っております。

20

 上記のやり取りを要約すると、山崎誠議員は「規制基準で定められた伊方原発の基準地震動は650ガルだが1200ガルの地震が来たらどうなるか」と尋ね、更田委員長は「止めることにも失敗し、そうすると過酷事故を防ぐ手立てはない。」と正直に答えたということになる。さらに山崎誠議員から「気象庁
25 に聞いても原発の敷地ごとに最強の地震動の地震は予測できないというのに、危険ではないか」と問われると、梶山経産相は「そのような耐震設計基準を超

える地震が起きることは想定で現実にはないと思う。」と答弁したということになる（甲●：樋口『保守のための原発入門』42～45頁も参照。）。

ここで注目したいのは、更田委員長の「止めることにも失敗し、そうすると過酷事故を防ぐ手立てはない。」という発言は、伊方原発の基準地震動を超える地震動が来た場合という仮定に基づく質問に対する回答であるので、伊方原発が規制基準に合致していることを前提に発言をしている。更田委員長は、規制基準に合致したからと言って安全だということではない、という前任者の田中委員長の発言を踏襲し、原子力規制委員会の従前のスタンスに従って正直に回答をしているだけなのである。

6 更田前委員長の発言

－政府や電力会社は自ら原発の安全性について語るべきである、法に照らして司法が原発の安全性を判断することには意義がある－

原子力規制委員会委員長の職を辞した後、更田豊志前委員長（以下「更田前委員長」という。）は、北陸中日新聞のインタビューに応じ、以下のとおり述べている。「政府の説明では、（個別の原子力発電所を：原告注）動かす動かさないの判断も規制委がしているかのように映る」、電力会社の姿勢も、「安全は規制委が担保しているかのように言う。」しかし、「安全は一義的に運転者に責任がある」と強調をしている（甲●：2025年3月11日付け北陸中日新聞記事）。

また、更田前委員長は、「原子力に対して厳しい意見がある以上、訴訟がなされるのは自然なこと」との認識を示し、「法に照らして司法が判断することには意義がある」と述べているのである。そして、最後に「原子力の問題をみんなに自分のこととして考えて欲しい」と更田前委員長は訴えている（甲●：2025年3月11日付け北陸中日新聞記事）。

このインタビューにおいても、更田前委員長は、原子力規制委員会は規制基準に合致するかどうかの審査をするのみで安全性の判断をする役割は担っていないという従来の原子力規制委員会のスタンスに立って、従来よりも自由に発

言ができるようになったこともあってか、政府や電力会社の姿勢を強く批判している。規制委員会の担う役割は上記のとおりであるにもかかわらず、政府は原子力発電所の再稼働を原子力規制委員会が判断しているかのように述べるのはおかしいこと、規制基準の適合性審査合格により再稼働を正当化する電力会社は、原子力発電所の安全性を原子力規制委員会が担保しているかのようにいうのはおかしいことを強調している。その上で、規制基準に適合するかどうかと安全かどうかは別問題なのであり、原子力規制委員会の判断は安全を担保するものではないのだから、原子力に対して厳しい意見が出るようになった現状において、訴訟がなされるのは自然であり、司法が、法に照らして安全かどうかを判断することができるし、その意義があると述べている。更田前委員長のインタビューからは、原子力規制委員会の判断は安全を判断するものではなく、安全かどうかについては司法が判断することにかすかな希望を持っているようにもみえる。更田前委員長が最後に「原子力の問題をみんなに自分のこととして考えて欲しい」と注文をつけた宛名人は、我々国民の1人1人に対してであるし、裁判官1人1人に対してである。

7 小括

以上で検討した地震学者や原子力規制委員会委員長の発言をまとめると次のとおりとなる。

新規規制基準の適合性審査は、あくまでも「分かっている範囲での安全」を判断しているに過ぎず、規制基準に適合しているからといって安全とは到底言えず、せいぜい「比較的安全」と言えるだけの存在である。そもそも原子力規制委員会は規制基準に合致するかどうかの審査をするのみの機関で安全性の判断をする役割は担っていないのであり、原発の安全性については政府や電力会社が責任をもって判断し、語っていく責務がある。政府や電力会社にそのような役割を期待できず、原子力規制委員会の判断は安全を担保するものではないのであるから、原子力規制委員会の判断に委ねるのではなく、法に照らして司法

が自ら原発の安全性を判断することには意義がある。

第3 司法は原子力規制委員会の判断に追従すべきなのか

1 はじめに

5 原発訴訟に携わった裁判官たちは、司法が自ら原発の安全性を判断することについてどう考えているのか、いくつかの言葉を紹介したい。

2 井戸謙一元裁判官

「裁判官が「原発は危険だから止めろ」と判断するのは勇気が必要かもしれませんが、裁判官が国民の意識の後追いをしているようでは、裁判官の
10 存在意義がないのですけどねー

2006年（平成18年）3月24日に金沢地裁の裁判長として、志賀原発の運転差し止めを命じる判決を出した井戸謙一元裁判官は、裁判官が、原発の問題について判断することの意義について次のように述べる。

「（国民全体が原発の安全神話にひたって危機感が広く共有されていたわけではないなかで）裁判官が『原発は危険だから止めろ』と判断するのは、一般的にはかなり勇気が必要かもしれません。裁判官の判断自体も、国民の意識を反映する部分があるのです。裁判官も世論からまったく自由な存在というわけではない、国民的な世論に影響される面は否めません。だからと言って、裁判官が国民の意識の後追いをしているようでは、裁判官の存在意義がないのです
15 けどね。」（甲●：『原発に挑んだ裁判官』72頁）
20

井戸謙一元裁判官は、裁判官も1人の国民として国民全体の雰囲気流される部分があることを承知の上で、裁判官が、国民や他の機関から独立の存在として判断することにこそ存在意義があることを強調する。

3 川崎和夫元裁判官

25 「原子力安全委員会が期待されているような役割を十分果たすのであれば裁量を広く認めても構いませんが、信頼できる存在であったかとなると、

わたしとしては疑問を持っていますー

2003年（平成12年）1月27日に名古屋高裁金沢支部の裁判長として
高速増殖炉「もんじゅ」の原子炉設置許可処分の無効を確認する判決を出した
川崎和夫元裁判官は、伊方訴訟最高裁判決と行政庁の裁量について、以下のよ
うに述べる。

「原子力安全委員会（当時）が期待されているような役割を十分果たすので
あれば、（伊方訴訟の）最高裁判決は納得できます。行政庁の裁量を広く認めて
も構いません。」しかし、「その原子力安全委員会が信頼できる存在であったか
となると、わたしとしては疑問を持っています。」「たしかに原発推進は国の政
策です。しかし訴訟では、およそ原発の建設は許されないというかたちで争わ
れるのではなく、現実には建設される特定の原発についての具体的危険性が争わ
れるものです。そこに統治行為論的な考え方を導入するのは、この理論の本来
の趣旨から言っても行きすぎだと思います。最高裁もそこまでのことは言って
いないはずです。」（甲●：『原発に挑んだ裁判官』111頁）

川崎和夫元裁判官は、原子力安全委員会（当時）は期待されているような役
割を十分に果たしていない状況において、広汎な行政裁量を認めることに疑問
を呈する。

4 塚原朋一元裁判官

ー法律家として一生背負っていく問題だろうと思っていますー

1994年（平成6年）1月31日に仙台地裁の裁判長として、東北電力女
川発電所1号炉、2号炉運転差止訴訟において請求棄却判決を出した塚原朋一
元裁判官は、東日本大震災が発災した当時の心境や原発訴訟に関与した元裁判
官としての現在の心境について以下のように語る。

あの三・一一のとき、福島原発が津波に襲われたとのニュースを聞いた塚
原さんは、とっさに思った。「女川大丈夫か」自分が裁判長としてかかわった原
発が気になったのだ。「かろうじて大丈夫だった。でも危険性は高かったんだな

あと、ぞっとしました。それが、判決をした者としての率直な感想です。」（甲●：『原発に挑んだ裁判官』 157頁）。

「被告の東北電力から、多重防護機能についての説明が何度も繰り返され、わたしはそれに乗ったんです。『社会的に無視しうる程度の危険性』という結論はそれによって導き出されています。でも、福島第一原発のように、ヒューマンエラーが重なるということはありませんよね。そこはもう少し疑うことができたはずです。」（甲●：『原発に挑んだ裁判官』 159頁）

「こういうことを語るのは、わたしにとって苦痛です」。「この訴訟については、責任があると思っても責任の負いようはありません。…社会に対してメッセージを出すべきものがあれば、こうして語る。自分の出した判決は正しかったのか、正しくなかったのかと考え続ける。そして、正しくないと結論づけたら反省する。遅すぎるかもしれませんが、そうするしかありません。法律家として一生背負っていく問題だろうと思っています。」（甲●：『原発に挑んだ裁判官』 160～161頁）

15 5 樋口英明元裁判官

－（原発に）具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる－

樋口英明元裁判官は、大飯原子力発電所3、4号機運転差止請求事件において、2014年（平成26年）5月21日、同原発の運転差し止めを認容する判決（以下「大飯判決」という。甲D第1号証）の裁判長を務めた裁判官であり、原告は、第23準備書面ほかで、大飯判決の内容を説明し、原告の主張に引用をしてきた。ここで、司法の役割について大飯判決が述べる箇所を再度紹介する。

「本件訴訟においては、本件原発において、かような事態（シビアアクシデントによって人格権の根幹部分が極めて広汎に奪われる事態：原告注）を招く

具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる。」（甲●：『原発に挑んだ裁判官』26～27頁、甲D1：大飯判決41頁）

5 本件訴訟も、大飯原子力発電所3、4号機運転差止請求事件と同様に、原発にシビアアクシデントが発生して周辺住民の人格権の根幹部分が極めて広汎に奪われるような事態が発生する具体的危険性の有無（どの程度の危険性が問題となるかはここでは措く。）が中心的争点であり、裁判所自身が、その具体的危険性の有無の判断を避けることは、福島原発事故後の社会においては、裁判所に課された最も重要な責務になることは論を俟たず、その判断を行政庁の判断に委ねてしまうことは裁判所の最も重要な責務を放棄しているとのそしりを免れないと考えられる。

10 上記大飯判決の裁判長を務めた樋口英明元裁判官は、裁判官を退官後、各所で原発の問題について積極的に情報発信をしており（本準備書面でも既に発言を1つ紹介したところである。）、以下いくつかご紹介をする。

15 「雑念を排除して、憲法と法律と良心に従って裁判をすれば、たとえ、結果が悪くてもその裁判官の責任ではありません。法が悪かったというだけの話になります。他方、最高裁が採るであろう結論を見通した上で、『自分が出した判決が最高裁で破れなければよい』と考えて、すなわちそのような雑念によって判決を出せば、その判決の責任はすべてその裁判官個人が負わなければなりません。それは一生涯責任を負うことになり、あの世に行っても責任を負わなければならないのです。すなわち、歴史の審判を受けることになるのです。」（甲●：樋口ブックレット44頁）。

20 弁護士は、自分の判断で作物を育て、自分の判断で収穫するという独立自営の自作農民でなければならない。決して地主の支配下にある小作人となつてはいけない。マイコート（を運営する裁判官）も同じです。あたかも最高裁が地

主で、地主に言われたとおりの苗を植え、言われたとおりに刈り取り、その一部の分け前にあずかることを、マイコートを運営する者は拒否します。…法の支配の担い手であるという誇りを持って仕事をしている裁判官も多くいるのです。」（甲●：樋口ブックレット４７～４８頁）。

5 6 小括

原発訴訟に携わった裁判官たちの言葉からは、行政庁による判断に委ねず、裁判官自らが原発の問題について判断することの意義や自負心がうかがえる。あるいは、電力会社の多重防護機能についての説明に乗っかってしまい、自ら安全性に疑問を持つことを放棄したことへの悔恨もうかがえる。後者については、電力会社の説明を原子力規制委員会の基準適合性審査に置き換えても同様に考えることはできるのではないだろうか。樋口英明元裁判官が言うように、マイコートにおいて、自らの目と耳で見聞きし自らの頭で考え、独立自営の自作農民として誇りを持った仕事をするのが求められている。

15 第４ 裁判を受ける権利から適時判断の原則が導かれる。

1 最後に、審理が遅延することが原告らの人権問題も生じさせるということに触れたい。

『裁判を受ける権利』（憲三二条）は、適当な時期に裁判を受ける権利である。」（甲●：中野貞一郎「民事裁判と憲法」１７～１９頁）。裁判を受ける権利（憲法３２条）の保障内容には、適時審判の原則が含まれる（甲●：片山智彦『裁判を受ける権利と司法制度』（大阪大学出版会、２００７年）・５５～５６頁）。「刑事事件については、憲法３７条１項が明文で迅速な裁判の保障を定めているが、適時審判の原則は、民事事件及び行政事件においても、裁判を受ける権利の要素の一つである。事実関係の解明不能、裁判の意義が失われた時点での裁判の無意義性などが根拠となろう。」（甲●：前掲片山５６頁、甲●：前掲中野１８～１９頁）。「裁判を受ける権利は、裁判所へのアクセスの保障を含

むと解すべきであり、…訴訟の遅延も裁判へのアクセス障害であり、訴訟の迅速化は裁判を受ける権利の要請と言え」る（甲●：市川正人「裁判へのアクセスと裁判を受ける権利」公法研究63巻207頁）。

民事訴訟においても、徒に審理を遅延させることは、適時に裁判を受ける権利（憲法32条）を侵害し、裁判当事者の人権問題にも関わってくる余地があるのである。

2 ここで、再度樋口英明元裁判官の言葉を紹介したい。「(いったん原子力規制委員会が許可を出せばせいぜい1年で原発は動き始めます。1年以内では判決は書けません。原発が動き始めた後に地震があったら裁判所はどう責任をとるのでしょうか。地震が起きてから、そして事故が起きてから差止判決をだすのでしょうか。) 遅すぎる裁判は裁判の拒否と同じで、間違った裁判です。」（甲●：樋口『原発と司法』9～10頁）

適時に裁判を受けられなければ、それは裁判の拒否と同じであり、裁判の意義は失われてしまうであろう。

第5 まとめ

従来の、加島コートや山門コートの審理方針（原子力規制委員会の活断層に関する判断が出るまでは裁判所は判決を出すのを先送りするという審理方針）の妥当性について検討をしてきた。

原子力規制委員会は規制基準に合致するかどうかの審査をするのみで安全性の判断をする役割は担っていないという原子力規制委員会自身のスタンスからすれば、上記審理方針は誤りである。さらに、更田前委員長は、原発を安全かどうかについて司法が判断することに意義があると述べている。

また、原発訴訟に携わった裁判官たちの言葉からは、司法が自分で判断することへの自負がうかがえるし、司法が判断することの意義を見出すことができる。

加島コートや山門コートの当時、上記審理方針を選択したこと自体も問題とはなりうるが、平成30年3月26日の第26回口頭弁論期日から7年以上も経過して上記審理方針を維持することは、時間の経過もあいまって、大きな問題である。能登半島地震を受けて、原子力規制委員会の志賀原発に対する審査はますます長期化することが確定的になっており、審理がいつ完了するか見通しも経たない。このような現状においても、上記審理方針を継続し続けることは、裁判を拒否することに等しく、適時審判の原則に抵触して裁判の意義を失わせるおそれがある。

以上